

仁愛大学人間学部履修規程

(目的)

第1条 仁愛大学人間学部(以下「本学部」という。)における授業科目の履修方法等については、仁愛大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(履修の登録)

第2条 学生は、各学期の始めの指定期間内に、履修する授業科目を決定し、登録(以下「履修登録」という。)を行うものとする。

- 2 疾病等やむを得ない事情により、前項に定める履修登録の期間(以下、「履修登録期間」という。)内に手続きできない者は教務課に願い出て期間の延長の承認を得なければならない。
- 3 履修登録期間内においては登録の取り消し又は追加を行うことができる。
- 4 履修登録期間後の授業科目の取り消しは認めない。ただし、追加についてはやむを得ない事情がある場合に限り認めることができる。
- 5 前項の規定による授業科目の追加をしようとする者は、当該授業科目の担当教員の承諾を得た上で教務課に願い出て承認を受けなければならない。
- 6 一部の授業科目については、受講定員を設ける場合がある。この場合は、予備登録、選抜試験、抽選等で履修する学生を選定する。

(履修の禁止)

第3条 次に掲げる授業科目は履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 授業時間が重複する科目
- (3) 既に単位を修得した科目

(他学科の授業科目の履修)

第4条 学則別表1の1人間学部(1)心理学科科目表中の注2(2)及び(2)コミュニケーション学科科目表中の注2(2)に定める科目以外の他学科の授業科目を履修しようとする者は、当該授業科目の担当教員の承諾を得て他学科専門科目履修願(様式第1号)を教務課に提出することにより、履修登録をすることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、卒業の要件となる単位には算入しない。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第36条第2項の定めにより、各学期に履修登録できる単位数の上限は、次のとおりとする。

年次	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
上限単位数	24	24	24	24	24	24	—	—

- (1) 4年次生及び3年次編入生には、履修登録単位数の制限を設けない。
- (2) 通年開講科目の単位は、前期・後期に等分して、各学期の制限単位に含める。

- (3) 学則別表 2 に定める特設科目及び集中講義科目は、制限単位数に含めない。
- (4) 学則第 39 条、第 40 条及び第 41 条に定める認定科目等は、制限単位数に含めない。
- (5) 第 9 条の定めにより算出する学期 GPA が 3.0 以上の者は、次学期(1 年次後期より 3 年次後期の間の学期)に履修登録できる単位数の上限を 28 単位とする。

2 前項の規定は、平成 19 年度以前の入学生には適用しない。

(単位の計算方法)

第 6 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義科目については、15 時間の授業時間と 30 時間の自習時間をもって 1 単位とする。
- (2) 演習科目については、15 時間の授業時間と 30 時間の自習時間をもって 1 単位とする。ただし、以下の科目については、30 時間の授業時間と 15 時間の自習時間をもって 1 単位とする。

(外国語に関する演習科目)

- 「英語 I a」, 「英語 I b」, 「英語 II a」, 「英語 II b」, 「英語 III a」, 「英語 III b」,
- 「フランス語 I a」, 「フランス語 I b」, 「フランス語 II a」, 「フランス語 II b」,
- 「ドイツ語 I a」, 「ドイツ語 I b」, 「ドイツ語 II a」, 「ドイツ語 II b」,
- 「中国語 I a」, 「中国語 I b」, 「中国語 II a」, 「中国語 II b」,
- 「海外語学研修」,
- 「オーラル・コミュニケーション I a」, 「オーラル・コミュニケーション I b」,
- 「オーラル・コミュニケーション II a」, 「オーラル・コミュニケーション II b」,
- 「英文購読 I a」, 「英文購読 I b」,
- 「LL 演習 a」, 「LL 演習 b」,
- 「英作文演習 a」, 「英作文演習 b」

(日本語表現に関する演習科目)

- 「日本語文章表現」,
- 「日本語表現(スピーキング)」

- (3) 実験、実習及び実技科目については、30 時間の授業時間と 15 時間の自習時間をもって 1 単位とする。

2 前項の授業時間は、45 分の授業時間を 1 時間とみなし、90 分の授業時間は 2 時間として計算する。

(成績の評価)

第 7 条 成績の評価は、各授業科目の教育目標に対する学修者の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行う。

2 成績の評価方法は、定期試験(筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含

む), 履修期間中の平常成績(小テスト, 課題, 授業への参加態度, 予習復習等の自主的学習態度等を含む)及び出欠状況等を総合して行う。

(成績の評価基準)

第8条 学則第38条に定める成績評価の基準は次のとおりとする。

成績評価	素点基準	単位認定
S	100~90点	合格
A	89~80点	
B	79~70点	
C	69~60点	
E	59~0点	不合格
F	(出席数不足)	

2 前項の規定にかかわらず, 平成19年以前の入学生については次のとおりとする。

成績評価	素点基準	単位認定
A	100~80点	合格
B	79~70点	
C	69~60点	
E	59~0点	不合格
F	(出席数不足)	

(GPA)

第9条 前条の成績の評価に以下のグレード・ポイント(以下「GP」という。)を付与し, 各学期ごとに全履修科目の単位あたりの平均値(グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。)を算出する。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
E	0
F	0

(1) GPAの計算は, 以下の計算式により算出する。(小数点第2位以下切捨て。)

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

(2) 学則第39条, 第40条及び第41条に定める認定科目等については, GPAの計算の対象としない。

(3) GPAの算出日は各学期末とする。また, 各学期の学期GPA及び入学後の通算GPAを算出する。

2 前項の規定は, 平成19年以前の入学生については適用しない。

(定期試験の時期)

第10条 第7条第2項に定める定期試験は, 学期末に実施する。

2 授業科目の担当教員が、平常成績の評価のために必要と認める場合には、平常の授業期間中に試験を実施する。

(定期試験の受験資格)

第11条 次の各号の一に該当する者は定期試験を受験することができない。

(1) 当該授業科目について履修を届け出していない者

(2) 欠席の時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の1を超えている者

(3) 授業料その他納入すべき費用が未納の者

2 前項第1号及び第2号に該当する者は、当該授業科目の単位を認定しない。また、前項第3号に該当する者は、当該学期の全ての履修科目について単位を認定しない。

3 授業科目の担当教員が特に必要と認める場合は、第1項第2号の定めに追加して、出席時間数等の条件を定期試験の受験資格として定めることができる。ただし、この場合担当教員は、シラバスにその基準等を明記するなど学生への周知を図るものとする。

(追試験)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできない者は、学部長の承認を得て追試験を受験することができる。

2 追試験を受験する者は追試験願(様式第2号)を教務課に提出しなければならない。

(試験時の留意事項等)

第13条 定期試験、追試験に際しては、別に定める学内試験受験心得に留意しなければならない。

2 試験において不正行為をした者については、当該科目の成績評価はEとし、学則第57条の規定により懲戒する。

(教職課程)

第14条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目に該当する授業科目及び教科に関する科目、教職に関する科目に該当する授業科目は、別表1のとおりとする。

2 教職課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(原級留置の取扱い)

第15条 学則第41条の2に定める原級留置について本学部の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 2年次の学年末において、2年間在学(休学期間を除く。)し、かつ卒業要件として必要な単位を46単位以上取得した者は、3年次への進級を認める。

(2) 前号の規定にかかわらず、2年次の学年末において、1年6か月以上在学(休学期間を除く。)し、かつ卒業要件として必要な単位を46単位以上取得している者で、上級年次の履修に支障がないと教授会が認めた者については、3年次への進級を認める。

(3) 2年次に留め置かれた者が、1年経過した学年末において、第1号に定める基準を満たした場合又は第2号により教授会が認めた場合は、3年次への進級を認

める。ただし、後期からの進級は認めないものとする。

(4) 2年次に留め置かれた者は、3年次に開講されている授業科目を履修することはできない。

(5) 2年次に留め置かれた者の授業料等の額は、別に定める。

2 前項の規定は、平成19年以前の入学生については適用しない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に係る別表1の適用については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者に係る別表1の適用については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者に係る別表1の適用については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者に係る別表1の適用については、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成22年8月24日から施行する。

別表1

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目に該当する授業科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位数	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	○日本国憲法		2	教職必修
体育	2	○スポーツの健康		2	教職必修
外国語コミュニケーション	2	英語 I a 英語 I b	1 1		
情報機器の操作	2	情報リテラシー a 情報リテラシー b 情報活用 a 情報活用 b 情報処理演習 a 情報処理演習 b		2 2 2 2 2 2	いずれか1科目2単位を選択履修のこと

(2) 教科に関する科目に該当する授業科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	科目	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
英語学	○英文法 a 英文法 b ○英語音声学 英作文演習 a 英作文演習 b 英語学研究 I (語用論) 英語学研究 I (談話分析) 英語文章表現法 a 英語文章表現法 b メディア英語研究 a メディア英語研究 b		2	教職必修	
			2	教職必修	
			2		
			1		
			1		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
英米文学	○英文講読 a ○英文講読 b 英米文学講読 a 英米文学講読 b		1	教職必修	
			1	教職必修	
			2		
			2		
英語コミュニケーション	○オーラル・コミュニケーション I a ○オーラル・コミュニケーション I b オーラル・コミュニケーション II a オーラル・コミュニケーション II b 英語コミュニケーション a 英語コミュニケーション b 英語聴解技法 a 英語聴解技法 b ビジネス英語研究 a ビジネス英語研究 b 英語プレゼンテーション技法 a 英語プレゼンテーション技法 b LL 演習 a LL 演習 b		1	教職必修	
			1	教職必修	
			1		
			1		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			2		
			1		
			1		
異文化理解	○異文化理解 英米文化論		2	教職必修	
			2		
計			52		

(3) 教科又は教職に関する科目に該当する授業科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				
	科目	授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教又は教職に関する科目		道徳教育の倫理と方法		2	高一種免のみ

(4) 教職に関する科目に該当する授業科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数		備考	
				必修	選択		
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等 	2	○教職概論		2	教職必修	
教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	6	○教育学概論		2	教職必修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程を含む。) 		○学校教育心理学		2	教職必修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項 		○教育経営論		2	教職必修	
教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	中12 高6	○教育課程・特別活動論		2	教職必修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動の指導法 		○英語科教育法 I 英語科教育法 II 英語科教育法 III 英語科教育法 IV	2	教職必修 中1種必修 中1種必修		
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の指導法 			2			
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法 			○道徳教育の理論と方法		2	中1種免のみ
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 			○教育の方法及び技術		2	教職必修
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	○生徒・進路指導論		2	教職必修	
	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 		○教育相談		2	教職必修	
教育実習		中5 高3	○事前・事後指導 ○教育実習 I 教育実習 II		1 2 2	教職必修 教職必修 中1種必修	
教職実践演習		2	○教職実践演習		2	教職必修	

(注1) 教育実習の受講資格については, 別に定める。

(注2) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により, 中学校の教員免許状を取得する場合には, 7日間の介護等体験を別に義務づける。

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

学 生 部 長 殿

学 部 :
学 科 :
学 年 : 年生
学籍番号 :
氏 名 : _____

他学科専門科目履修願

下記の他学科の専門科目について、仁愛大学人間学部履修規程第4条の規定に基づき履修したいので許可くださいますようお願いいたします。

記

他 学 科 名	授 業 科 目 名	単 位 数	担 当 教 員 名
			印
			印

※ 担当教員の承認印を受けた上で、教務課に提出すること。

様式第2号(第12条関係)

平成 年 月 日

学 部 長 殿

学 部 :
学 科 :
学 年 : 年生
学籍番号 :
氏 名 : _____

追 試 験 願

下記の授業科目について、仁愛大学人間学部履修規程第12条の規定に基づき追試験を受けたいので申請します。

記

- 1 本試験を受けることができなかった理由

[]

- 2 追試験受験を希望する授業科目

授 業 科 目 名	担 当 教 員 名	試 験 日 時

※ 理由が疾病または負傷である場合には、医師の診断書を添付すること。
その他の理由の場合は、教務課で指示された書類を添付すること。